

(託送供給約款 新旧対照表)

	現行約款	区分	見直し案
P38	附 則 1. 実施期日 この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。	変更	附 則 1. 実施期日 この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。 <u>附 則</u> <u>1. 実施期日</u> <u>この約款は、平成 30 年 10 月 1 日から実施いたします。</u>
P38	附 則 4. 乖離率に係る暫定的措置 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10)③、23 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。	変更	附 則 4. 乖離率に係る暫定的措置 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10)③、23 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。 附 則 4. 乖離率に係る暫定的措置 <u>平成 30 年 10 月 1 日</u> から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10)③、23 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。
P42	(別表第 2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法		(別表第 2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値※	備考
標準熱量	46MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	45.90～46.15MJ/m ³ N	瞬間値
ウォッベ指数	56.7～57.0	成分含有率より算定する
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による
比重	0.65～0.66	空気を1.0とする
付臭剤濃度	ガスの空気中の混合容積比率が容量で1/2000で臭いが確認できること	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
硫化水素	0.00g/m ³ N	
全硫黄	0.00g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
一酸化炭素	0.0vo1%	
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	5～30℃	

※ 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・ 酸素
- ・ 窒素
- ・ 二酸化炭素

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値※	備考
標準熱量	<u>45MJ/m³N</u>	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	<u>44.67～45.45MJ/m³N</u>	<u>管理範囲</u>
ウォッベ指数	<u>52.7～57.8</u>	<u>LNG13Aの燃焼性域</u>
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による
比重	<u>0.64～0.67</u>	空気を1.0とする
付臭剤濃度	ガスの空気中の混合容積比率が容量で <u>1/1000</u> で臭いが確認できること	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
硫化水素	0.00g/m ³ N	
全硫黄	0.00g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
一酸化炭素	0.0vo1%	
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	5～30℃	

※ 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・ 酸素
- ・ 窒素
- ・ 二酸化炭素

変更

- ・ 水素
- ・ ガスのノッキング性
- ・ 炭化水素の露点
- ・ 水分
- ・ その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

- ・ 水素
- ・ ガスのノッキング性
- ・ 炭化水素の露点
- ・ 水分
- ・ その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

P46

(別表第4)

料 金 表

1. 適用区分

- 料金表A ガス量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B ガス量が16立方メートルを超え、163立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C ガス量が163立方メートルを超え、449立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D ガス量が449立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1 か月及び1個別契約につき	600.00円
----------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	73.87円
------------	--------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1個別契約につき	800.00円
----------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	61.68円
------------	--------

4. 料金表C

(別表第4)

料 金 表

1. 適用区分

- 料金表A ガス量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B ガス量が16立方メートルを超え、167立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C ガス量が167立方メートルを超え、459立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D ガス量が459立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1 か月及び1個別契約につき	600.00円
----------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>72.26円</u>
------------	---------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1個別契約につき	800.00円
----------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>60.07円</u>
------------	---------------

4. 料金表C

変更

変更

(1) 定額基本料金	
1 か月及び1個別契約につき	1,600.00円
(2) 従量料金単価	
1立方メートルにつき	56.79円
5. 料金表D	
(1) 定額基本料金	
1 か月及び1個別契約につき	4,000.00円
(2) 従量料金単価	
1立方メートルにつき	51.45円

(1) 定額基本料金	
1 か月及び1個別契約につき	1,600.00円
(2) 従量料金単価	
1立方メートルにつき	<u>55.29円</u>
5. 料金表D	
(1) 定額基本料金	
1 か月及び1個別契約につき	4,000.00円
(2) 従量料金単価	
1立方メートルにつき	<u>50.07円</u>

変更

変更

P49 (別表第6)

本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

1. ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
1.6立方メートル毎時以下	58,200円
2.5立方メートル毎時	91,000円
4立方メートル毎時	145,700円
6立方メートル毎時	218,400円
10立方メートル毎時	363,800円
16立方メートル毎時	582,100円
25立方メートル毎時	909,300円
40立方メートル毎時	1,454,900円
65立方メートル毎時	2,364,100円
100立方メートル毎時	3,636,800円
160立方メートル毎時	5,819,000円

2. 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メー

(別表第6)

本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

1. ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
1.6立方メートル毎時以下	<u>57,000円</u>
2.5立方メートル毎時	<u>89,000円</u>
4立方メートル毎時	<u>142,400円</u>
6立方メートル毎時	<u>213,500円</u>
10立方メートル毎時	<u>355,800円</u>
16立方メートル毎時	<u>569,300円</u>
25立方メートル毎時	<u>889,500円</u>
40立方メートル毎時	<u>1,423,200円</u>
65立方メートル毎時	<u>2,312,600円</u>
100立方メートル毎時	<u>3,557,800円</u>
160立方メートル毎時	<u>5,692,400円</u>

2. 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メー

変更

	トル毎時につき 36,368 の割合で計算した金額といたします（ただし、計算結果の 100 円未満の端数は、切り上げます。）。	変更	トル毎時につき 35,577 円 の割合で計算した金額といたします（ただし、計算結果の 100 円未満の端数は、切り上げます。）。
--	---	-----------	--